

平成29年度第1回 新居浜市国民健康保険運営協議会 議事録

1 日 時 平成29年10月13日(月) 13:30~15:00

2 場 所 新居浜市役所2階 21会議室

3 出席者(委員)

被保険者代表	安藤 秀夫	藤本 幸恵	明石 千鶴子	三木 由香里
保険医又は保険薬剤師代表	山内 保生	村上 宏之	北村 好隆	
公益代表	真木 増次郎	藤田 豊治	岩本 和強	頼木 熙子
被用者保険等保険者代表	井花 繁	山内 智弘		
事務局(市)	白石部長	井上国保課長	中西主幹	藤縄主幹
	野藤副課長	藤岡係長	松本係長	寺尾係長

4 欠席者

知元 正行

5 傍聴人

0名

6 議題

- (1) 正・副会長の選任について
- (2) 平成28年度国民健康保険事業特別会計決算について
- (3) 国保の広域化について

事務局 定刻がまいりましたので、ただ今から平成29年度 第1回新居浜市国民健康保険運営協議会を開会いたします。私は国保課主幹の中西と申します。よろしく願いいたします。

知元委員から、欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

次に、委員の異動がありましたので、ご報告いたします。「公益を代表する委員」の、伊藤謙司委員が辞職され、新たに藤田豊治委員が、5月17日付けで委員に委嘱されました。また、「被用者保険等保険者を代表する委員」の井原織江委員が辞職され、新たに井花 繁委員が10月1日付で、委員に委嘱されました。

それでは、今年度第1回目の運営協議会ですので、委員の皆様、簡単に自己紹介をお願いいたします。真木委員さんより、お願いいたします。

(自己紹介)

事務局 ありがとうございます。

事務局も人事異動で職員の入替わりがありましたので、自己紹介させていただきます。福祉部長からお願いします。

(事務局自己紹介)

事務局 なお、本日の会議につきましては、新居浜市国民健康保険条例施行規則第6条に規定されておりますように「全委員の2分の1以上、かつ、各代表委員1名以上の出席」の条件を満たしており、会議は成立していることをご報告いたします。

事務局 それでは、開会にあたりまして、白石福祉部長より御挨拶を申し上げます。

(福祉部長挨拶)

事務局 それでは、これより議事に入りますが、正・副会長が選出されるまでの間、井上国保課長が司会進行をさせていただきます。

国保課長 それでは、会長・副会長が決まるまでの間、議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。議事に先立ちまして、議事録署名人の決定を行います。今回は「被保険者代表」の安藤委員さんと「公益代表」の岩本委員さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

国保課長 両委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、これより第1号議案「正・副会長の選任について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 正・副会長の選任につきましては、新居浜市国民健康保険条例施行規則第3条第2項に基づき、公益を代表する委員のうちから、全委員によって選ぶことになっており

ます。なお、同規則第4条で「会長及び副会長の任期は1年とする。ただし再任は妨げない」となっております。大変恐縮ですが、事前に公益を代表する委員の皆様にご協力をいただき、会長に藤田委員さん、副会長に頼木委員さんの御推薦をいただいております。

ここで、皆様にお諮りいたします。ただいま、推薦されました会長の選任につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

国保課長 続きます。副会長の選任につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。
(挙手多数)

国保課長 挙手多数によりまして、会長及び副会長が選任されました。藤田委員さん、頼木委員さん、会長・副会長席への移動をお願いいたします。
それでは藤田会長に代表して御挨拶をお願いいたします。
(会長あいさつ)

国保課長 ありがとうございます。続きます。これから議事に入りますが、国民健康保険条例施行規則第5条の規定によりまして、会長が議事の進行を行うこととなっておりますので、藤田会長に、これからの議事の進行をお願いいたします。

会長 それでは、第2号議案「平成28年度国民健康保険事業特別会計決算について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

国保課長 第2号議案、平成28年度国民健康保険事業特別会計決算について、ご説明申し上げます。資料1の「事業勘定・歳入歳出決算」をご覧ください。左側が歳出、右側が歳入となっております。

まず、歳出について、主なものをご説明申し上げます。総務費は、主に国保課職員の人件費ですが、予算現額と比べて、1813万9863円減の2億1087万1137円となりました。これは、主に職員給与等の減少によるものです。

次に、歳出の中で最も大きなウエートを占めております保険給付費でございます。その中の療養給付費は、被保険者の診療、薬剤、入院などの費用ですが、一般被保険者分は、予算現額と比べて、1億6412万6815円減の79億7057万3185円、退職被保険者分は1億2303万6660円減の2億1860万340円となっております。療養費は、治療用器具代、柔道整復師の施術等について支給するものでございますが、一般被保険者分は、予算現額と比べて、321万524円減の5058万9476円となりました。高額療養費は、同じ月内の医療費が高額になり自己負担上限額を超えた場合に、超過額分を支給するものでございますが、一般被保険者分は、予算現額と比べて、4627万2026円減の12億4872万7974円、

退職被保険者分は、予算現額と比べて、5121万9371円減の4130万9629円となっています。

また、出産育児一時金は3431万354円、葬祭費は384万円となっております。保険給付費総額は、歳出全体約151億円のうち約63.4パーセントを占め、予算現額と比べて4億664万3025円減の95億9766万9975円の支出となっています。

次に、老人保健拠出金でございます。既に平成20年4月に老人保健医療制度は廃止となっておりますが、遅延して提出された過年度分のレセプト請求に対応するものがございますが、医療費拠出金の算定は無く、事務処理に対する費用のみの決定でございます。拠出金は4万9017円となりました。

次に、後期高齢者支援金は、各医療保険者から後期高齢者医療制度にかかる支援金として社会保険診療報酬支払基金へ納付するものがございますが、拠出金は14億7547万5220円となりました。

次に、前期高齢者納付金等は、65歳から74歳までの前期高齢者の加入割合に応じて、負担の不均衡を各保険者間で財政調整を行うため、納付するものがございますが、納付額は107万4775円となりました。

次に、介護納付金は、介護保険制度に要する費用の財源とするために、各医療保険者が拠出するもので、40歳から64歳の介護第2号被保険者の介護保険料です。納付額は4億7677万3714円となりました。

次に、共同事業拠出金のうち高額医療費拠出金は、1件80万円以上の高額医療費の支出について、国保財政への急激な影響を緩和するため国、県の支援のもと、県内の保険者が国保連合会に再保険として拠出するものです。

次に、共同安定化拠出金は、県内市町国保間の保険料の標準化や財政の安定化を図るため、各国保からの拠出金を財源として、県内市町国保で負担を共有するものです。共同事業全体の拠出金は、予算現額と比べて、7079万1419円減の31億6107万8581円で、歳出全体の約20.9パーセントを占めています。

次に、保健事業費は、国保が行う保健事業で、特定健康診査等事業費につきましては、各保険者に義務付けられた生活習慣病対策のための特定健診・特定保健指導の事業費です。保健衛生普及費につきましては、主に脳ドックの委託料です。また、諸費は、はり・きゅうの施術に対する負担です。保健事業費全体では、予算現額と比べて、2154万6256円減の9508万5744円となりました。

次に、基金積立金につきましては、国民健康保険財政調整基金の利息10万177円を積み立てました。

次に、公債費につきましては、平成22年度に国保財政が逼迫した際、愛媛県広域化等支援基金より2億5000万円の借り入れを行っておりまして、平成24年度から平成28年度まで5000万円ずつ返済いたしており平成28年度に完済となっております。

次に、諸支出金につきましては、過年度の保険料の還付として419万3665円、

平成27年度における国交付金の実績による精算金等として5518万8519円を返還しており、合計では予算現額と比べて、107万3666円減の5939万7334円となっております。

以上、歳出決算の総額は、予算現額156億4840万8000円に対しまして、151億2757万5674千円となっております。

続きまして、歳入でございます。

まず、保険料につきましては、一般被保険者医療分の現年度収入としまして、予算現額と比べて、2199万6879円増の14億3003万3879円となりました。保険料の合計では、一般・退職の現年度分・滞納繰越分を合わせ、予算現額に対して、6869円増の20億7757万1869円となっており、歳入全体に占める割合としましては、約13.7パーセントとなっております。

次に、国庫支出金欄の療養給付費等負担金でございますが、保険者が負担する歳出の療養給付費や高額療養費等の保険給付費、後期高齢者支援金や介護納付金に対する国の負担金となっており、予算現額と比べて、4926万2873円減の21億6652万8127円となっております。同様に、特定健康診査等負担金は、保険者が実施する特定健康診査等に対する国の負担分、また高額医療費共同事業につきましては、歳出の高額医療費共同事業拠出金に対する国の負担分となっております。

次に、国庫補助金のうち、普通調整交付金につきましては、市町村間における財政の不均衡を調整するために交付されるものです。特別調整交付金につきましては、画一的な測定基準では対処し得ない特別の事情に対して交付されるものです。

以上、国庫支出金の合計では、予算現額と比べて、40万8804円減の33億5855万8196円となっており、歳入の約22.2パーセントを占めています。

次に、前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費の負担を、国民健康保険及び被用者保険等の全ての保険者間で公平に負担する制度で、前期高齢者加入率が全国平均を上回る分だけ社会保険診療報酬支払基金から交付金が交付されるものでございます。予算現額と比べて、478円減の40億5010万3522円となっており、歳入の約26.8パーセントを占めています。

次に、療養給付費等交付金につきましては、退職者医療制度に要する費用の一部について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、その算定にあたっては、国民健康保険退職被保険者数と歳出の保険給付費等の退職者分が基礎となっております。予算現額と比べて、1億657万6920円減の3億8368万6080円となっております。

次に、県支出金のうち、都道府県財政調整交付金につきましては、市町村の国保財政の安定化における都道府県の役割・権限の強化を図るために平成17年度から設けられた財政調整交付金ですが、予算現額と比べて2527万3134円減の5億3205万8866円となっております。以上、県支出金の合計額は、予算現額と比べて、3259万3065円減の6億1849万8935円となっております。

次に、高額医療費共同事業交付金につきましては、国保連合会が、県内各保険者か

らの拠出金で実施しております高額医療費における交付金です。

また、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、県内市町の保険料の平準化や財政の安定化を図るために、国保連合会が、県内すべての市町国保の拠出により共同事業を実施するものです。

共同事業の交付金の合計額は、予算現額と比べて、7532万469円減の32億7502万2531円となっています。

次に、その他一般会計繰入金は、重度心身障がい者や未就学児・母子等の医療費無料化などの地方単独事業の実施に伴う国の負担金の減額相当分の6866万6592円となりました。一般会計繰入金の合計では、予算現額と比べて、4384万1839円減の11億203万3161円となっています。

次に、基金繰入金につきましては、歳出に対して不足する歳入を補うため国民健康保険財政調整基金を取り崩して行うもので、2億2544万7974円を取崩しました。これにより平成28年度末の基金残高は、3億3546万9434円となりました。

次に、使用料及び手数料は、保険料の督促手数料で、75万9670円の収入となっています。

次に、諸収入の第三者納付金につきましては、被保険者が交通事故などにより治療を受けた場合、その費用を加害者から、責任割合に応じ損害賠償金として受け入れるもので、一般・退職あわせて2234万2944円の収入となりました。

次に、不当返納金につきましては、被保険者が国保資格喪失後に国保を使用した場合に国保診療に係る返納金や、医療機関による療養費の不正請求等の返納金を受け入れるもので、一般・退職あわせて975万2756円の収入となりました。諸収入の合計では、予算現額と比べて、525万6441円減の3579万3559円となっています。

以上、歳入決算の総額は、予算現額156億4840万8千円に対しまして、151億2757万5674円でございました。

最終的に歳入・歳出につきましては、国民健康保険財政調整基金を取り崩して歳入不足分を補ったことから、差引0円となっております、平成29年度への繰越金はございません。

また、国保財政調整基金につきましては、平成29年度当初予算では7847万円の取り崩しを見込んでおり、この金額を取り崩した後の基金残高は、約2億5699万円となっております。

以上で、平成28年度の歳入・歳出決算についての説明を終わります。

来年度から、国保の財政運営の責任主体は愛媛県となり、事業勘定についても大部分のものが県に移管されます。今後、県から来年度の予算編成について示される予定でございますので、平成30年度の予算については今後の運営協議会にてお諮りする予定でございますのでよろしくお願いいたします。

会長	質疑はありませんか。
	(質疑なし)
会長	以上で質疑を終わります。 討論に入ります。討論はありませんか。
	(討論なし)
会長	以上で討論を終わります。 それでは、第2号議案「平成28年度国民健康保険事業特別会計決算について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員により、第2号議案につきましては、原案どおり承認することに決定しました。 次に、第3号議案「国保の広域化について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
課長	平成30年度施行の国民健康保険の制度改革に伴う国保の広域化などの医療保険制度改革の背景と方向性について、お手元の資料「国民健康保険の制度改革(県単位化)について」に沿って、ご説明します。 医療保険制度改革のため、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行されました。 この改革の背景には、増大する医療費、国保の構造的課題、少子高齢化による現役世代への負担増があり、これらの問題に対する改革のため当該法律が施行されています。その改革の方向性の中で下段に書いてありますとおり、医療保険制度の安定化として、国による財政支援、国保財政の広域化があげられています。 2ページをご覧ください。市町村国保が抱える課題について説明いたします。まず、市町村国保は、年齢構成が高いため医療費水準が高いことがあります。また、財政基盤については、所得水準が低く、保険料負担が重いことなどにより収納率の低下を招き、赤字市町村は、一般会計からの法定外繰入などにより決算補てんを行っています。財政の安定性や市町村格差についても、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在が大きな問題となっています。 3ページをご覧ください。国保の広域化の内容を図で示しております。現行では、各市町村が個別に財政運営を行っているため、先ほどの構造的な課題になかなか対応できなくなってきております。そこで、都道府県を単位に国保の広域化を行い、都道

府県が財政運営責任を担うなど中心的な役割を果たすことにより、医療リスクや財政リスクを県全体で支えていこうとするものです。

4 ページをご覧ください。改革後の都道府県と市町村のそれぞれの役割について整理しています。都道府県は市町村とともに国保の運営にあたることとなっています。都道府県の主な役割としては、財政運営の責任主体として、市町村ごとの国保事業費納付金を決定し、財政安定化基金の設置・運営を行い、県で策定する国保運営方針に基づいて、事務の効率化・標準化を図り、標準保険料率を算定するとともに各市町村からの納付金を集約し、給付に必要な費用を全額市町村に支払うことなどなっています。市町村の主な役割としては、納付金を都道府県に納付するとともに、地域住民と身近な関係の中、資格を管理し、県で示された標準保険料率を参考に保険料率を決定し個々の事情に応じた賦課徴収を行います。また、従来通り保険給付の決定を行い、データヘルス計画などに基づき被保険者の特性の応じたきめの細かい保険事業を展開してまいります。

5 ページをご覧ください。広域化における保険料の流れをお示ししております。都道府県が各市町村ごとの医療費水準や所得水準に基づき、それぞれの納付金を決定するとともに、標準保険料率を提示します。市町村は示された標準保険料率を参考に実際の保険料率を決定し被保険者に対し賦課・徴収を行います。徴収した保険料などを財源に納付金として県に支払いを行います。

6 ページをご覧ください。愛媛県は愛媛県国民健康保険運営方針に基づき、財政運営の責任主体としての役割を果たすこととなっております。この県運営方針は、県と市町が一体となり、国保に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、事務の広域化や効率化を市町が推進できるよう、国保の運営に関する統一的な方針として策定するものでございまして、計画期間は平成30年～32年度までの3年間であり、以降3年ごとに見直す予定となっております。内容は納付金及び標準保険料率の算定方法の決定、医療費の適正化の取組、保険料徴収の適正な実施などについての方針を記載することとなっております。策定スケジュールは、本年7月から10月にかけて県運営協議会や市町連携会議にて協議を行い、11月に各市長や町長に意見照会、県民に対するパブリックコメント、県国保運営協議会への諮問答申を経て、12月に決定・公表の運びとなっております。

7 ページをご覧ください。納付金の算定方法について記載しております。まず、左側上の支出と収入の欄ですが、支出の県全体の保険給付費を賄うため、収入における公費を除いたものが県内で必要な保険料額となります。次に、全国平均所得に対する愛媛県の所得水準を使用して、愛媛県の応益分及び応能分の配分を行います。全国平均所得を1とした場合、愛媛県所得水準は約0.7となり、応能分41%、応益分59%と決定されます。次に、各市町の医療費水準、愛媛県全体に対する新居浜市の所得シェア及び被保険者数シェアで各市町の納付金額が決まります。下のほうにあるABC市の比較ですが、面積が大きいほど納付金が高くなるイメージでして、横軸が所得及び被保険者シェア、縦軸が医療費水準による調整となります。A市は県内におけ

る所得シェアが高く、被保険者数が多く、また医療費水準が高いため、面積が大きくなり納付金が高く設定されております。ABC市とも納付金の額は違いますが、応能応益割の比率は同じになります。

8ページをご覧ください。各市町が県に収める納付金基礎額から、標準保険料率を決定します。市に配分される特別調整交付金や財政調整交付金などの公費を差引きます。残ったものが保険料必要額となりますが、これに激変緩和措置を実施して、制度変更による増額を2%~3%までにすることとなっておりますが、実際の増加率の上限は試算等を行う中で、市町との協議等を踏まえて決定することとなっております。

さらに、収納率による調整、所得水準による按分を行い、所得割総額を所得総額で割って所得割率を算出、均等割総額を被保険者数で割って均等割額を算出、平等割総額を世帯数で割って平等割額を算出します。こうして市町標準保険料率が決定することとなります。市町は、財政の健全化を進めるため、県が定めた市町標準保険料率等を参考に、被保険者の保険料負担が急増することのないよう十分に考慮しながら、実際の算定方式や保険料率を定め、保険料を賦課決定します。この市町標準保険料率では、応能割と応益割の割合が41%と59%となっておりますが、所得割が少なくなることにより必要な納付金が集められない場合があることなどから、現在、県の方向性としては、「市町の算定基準に基づく標準保険料率」を設定し、新居浜市では50：35：15で算出した保険料率を目指すこととなっております。

9ページをご覧ください。実際の各市町の納付金及び標準保険料率の決定についての流れをご説明いたします。スケジュールといたしましては、平成28年度に第1回、第2回の試算を行ってございまして、今回9月に第3回試算の結果が公表されております。このあと、11月に仮係数による第1回算定、来年1月に確定計数による第2回算定を実施して、県において標準保険料率の決定という運びとなります。標準保険料率はあくまで各市町が目指すべき保険料率として県から提示されるものであり、各市町は標準保険料率を参考に、所得水準など各市町の事情を勘案しながら実際の保険料率を決定することとなっております。

10ページをご覧ください。第3回試算結果についてご説明いたします。先ほどご説明いたしました計算方式によりまして、平成27年度実績と平成29年度に制度が施行されたと仮定した場合の一人当たり保険料額の比較を記載しております。愛媛県平均では増減額は4,658円減、増減率は4.9%減、1年あたり2.4%減となっております。新居浜市につきましては、増減額は2,422円増、増減率は2.6%増、1年あたり1.3%増という結果となっております。全20市町中14市町が減少、新居浜市をはじめ6市町が増加となっております。今回の試算につきましては、あくまでも制度変更による影響額を把握するためのものでございまして、決算補てん目的の法定外繰入金は行っていない前提となっております。

会長

ただいまの説明について、なにか質問等ありませんか。

岩本委員 国民健康保険の県単位化の目的を、簡単に教えてください。

国保課長 市町村国保は、高額な医療費がかかる人が、1人発生するだけでも、財政を圧迫してしまう小規模保険者が多いのが現状です。
今回の制度改革では、財政力の弱い保険者を県全体で支えるために、給付費に必要な費用は、全額、県が市町村に交付します。
また、保険料についても、各市町村の医療水準に応じて、市町村ごとの標準保険料を提示し、保険料負担の標準化が進められる予定です。
市町村単位では、対応しきれない国保の構造的な課題に対応するために、県が、財政運営の責任主体となることが、今回の制度改革の目的です。

岩本委員 ありがとうございます。
国の財源支援は、間違いはないでしょうか。

国保課長 国の公費投入は、現時点では、間違いなくあります。

岩本委員 県は、将来的には保険料率を一本化しようとしているのですか。

国保課長 県は、各市町村の標準的な保険料率を3方式、4方式で示すので、各保険者(各市町村)はどちらかを採択します。
また、保険料か保険税かについても、各保険者(各市町村)の事情等を勘案して、将来的に検討されることで、平成30年度に一本化されるものではありません。
平成30年度標準的保険料率については、10月から11月に示される予定です。

岩本委員 私たちが、新居浜市の保険料について協議するのは、いつ頃になりますか。

井上課長 県の発表がいつになるかわからないので、お答えできないのですが、県から発表されましたら、平成30年度の納付金額をもとに必要な経費を試算し、新居浜市の保険料率について、皆様にお示しして、協議していただくようになります。

安藤委員 財政運営を県が行うようになり、新居浜市の保険料が引き上げられるなどの、激変が生じた場合、その緩和策として一般財源の繰り入れを行うのですか。

国保課長 一般財源からの繰り入れは、国の禁止事項ではありませんので、市町村の判断で繰り入れることは可能ではあります。また、基金については、県は新たに設置しますが、新居浜市も財政調整のために、今までどおり残ります。

会長 ほかに、なにか質問等ありませんか。

(なし)

会長 では、最後に事務局から、お願いします。

事務局 第2回運営協議会は、県の動向によって、12月、もしくは1月の開催を予定していますので、よろしく願いいたします。

会長 これをもちまして、平成29年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

以上のとおり会議の顛末を記録し、相違ないことを証明します。

平成29年10月31日

新居浜市国民健康保険被保険者代表委員 安藤 秀夫

新居浜市国民健康保険公益代表委員 岩本 和強